



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 監査公表

監査公表第14号

..... 1

監 査 公 表

和歌山県監査公表第14号

平成26年3月28日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成26年5月23日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 岸 本 健
和歌山県監査委員 森 礼 子

- 1 包括外部監査の特定事件
外郭団体等の財務に関する事務について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置

監査結果（意見・指摘事項）	措置の内容
<p>第3 監査の結果及び意見の総括</p> <p>【1】 県による外郭団体等に対するモニタリングについて（全般意見）</p> <p>1. 外郭団体等に対する指導監督について</p> <p>(2) 意見</p> <p>① 行政改革課による各団体所管課に対するモニタリングの実施について（P19 意見①）</p> <p>団体所管課の個別団体に対するモニタリング状況については、本報告書第4「外郭団体等の財務事務に関する結果及び意見」に記載のとおりであるが、団体による所管課への実績報告や、実績報告に対する所管課による確認が不十分である点が見受けられる。また、モニタリングの基礎となる「団体の中期計画」が策定されていない出資等法人が大半である点も問題である。</p> <p>県は、「新行財政改革推進プラン（改定版）」において、出資等法人及び公立大学法人和歌山県立医科大学に関して、「県の一般会計への影響が懸念される事態が見られる場合は、速やかに対策をとることとする。」と記載しており、モニタリングの必要性を十分に認識しているはずである。</p> <p>「指導監督要綱」「指導監督基準」に基づき、出資等法人に対するモニタリングを行う役割・責任は、一義的には団体所管課が担うものではあるが、県としてその役割が適切に果たされているかについて確認を行う必要があり、その役割は、行財政改革の推進を所管する行政改革課が担うべきものとする。</p>	<p>モニタリングが適切に行われるよう仕組みを構築し、団体所管課に周知徹底等を図る。</p>

県は、団体所管課による出資等法人に対するモニタリングが適切に機能していることを確認するためのモニタリング方針（実施時期、実施事項等）を定めて運用するとともに、そのモニタリング内容に問題点があれば、随時是正を求めるような仕組みを構築する必要がある。

② 「指導監督要綱」の指導監督対象とする団体の選定について (P20 意見②)

「指導監督要綱」の指導監督対象となる「出資等法人」は、「県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人又は県が継続的な財政支出、人的支援等を行っている法人のうち、特に指導監督を行う必要があるもの」とされているが、「県が継続的な財政支出、人的支援等を行っている法人」「特に指導監督を行う必要があるもの」に該当するかどうかの判断基準が明確化されておらず、県との関連性が高い法人であっても、「指導監督要綱」の指導監督対象とならないおそれがある。現状として、第4【1】で後述するとおり、公益社団法人和歌山県観光連盟は県と人的側面、経済的側面ともに強い結びつきを有しており、「指導監督要綱」の指導監督対象とすべきと考えられるが、対象とはなっていない。

「指導監督要綱」で定める「出資等法人」と、本報告書で記載する「外郭団体等」は完全には一致しないが、「指導監督要綱」「指導監督基準」の制定目的を考慮すると、「指導監督基準」で定めるモニタリング方針は「外郭団体等」に適用されるものとする。県は、「出資等法人」の明確な判断基準を定め、県の事業との関連性や人的側面についても重視したうえで、指導監督対象を適切に選定することが必要である。

2. 外郭団体等に係る経営状況の議会報告について

(2) 意見

① 経営状況の報告対象の見直しについて (P21 意見③)

外郭団体等に対しては、県から財産が拠出されているケースが大半であり、その経営状況についてはモニタリングを適切に実施するとともに、積極的に情報公開に努めるべきである。そのためには、出資割合が四分の一以上二分の一未満となっている法人についても、必要に応じて経営状況の報告対象とすることを検討すべきである。

県には、出資割合が四分の一以上二分の一未満となっている法人が11団体（平成24年度末現在）あり、事業の重要性や県との関連の大きさを考慮したうえで、経営状況の報告対象とする団体を決定し、条例で規定することを検討されたい。

第4 外郭団体等の財務事務に関する結果及び意見

【1】 公益社団法人和歌山県観光連盟

(1) 法人としての独立性について

③ 意見

i) 観光連盟を独立した法人とする意義について (団体/所管課) (P59 意見④)

現状に記載のとおり、観光連盟は、法人として独立していることで、専門的な職員の育成や、観光業者との継続的な人的関係

「県が継続的な財政支出、人的支援等を行っている法人」の基準を定め、指導監督対象法人を適切に選定する。

出資割合が4分の1以上2分の1未満の法人について条例の制定を検討する。

観光連盟は、県内観光関連事業者により構成されており、地域単位では行えない広域的なプロモーションを実施するためには不可欠な団体である。

の構築が可能になるメリットを享受できる。

これに対して、独立の法人としての維持コスト（給与計算等の間接事務に要するコスト）が必要となるが、この維持コストと人的関係の構築によるメリットとの比較考量がされていない。

県及び観光連盟は、観光連盟が独立した法人として存続することにより生じる、人的関係の構築などによるメリットと維持コストの負担増によるデメリットについて、比較・評価を行い、観光連盟を独立した法人としていることについての検討過程及び結果を明確にしておく必要があると考える。

ii) 独立した法人としての体制の検討について（団体/所管課）（P59 意見⑤）

観光連盟では、県との兼職者及び県派遣職員が事業や管理部門の主要な担当者となっている等、観光連盟が県と一体的な関係である現状においては、今後、観光連盟は法人としての更なる自立を図る体制について検討する必要がある。

検討すべき一つの事例として、観光連盟が県から受ける補助事業や受託事業について、観光連盟の補助事業の交付申請と県の補助事業の交付決定及び委託者決定に係る意思決定が、観光連盟の役員を兼務する県職員によって行われている。このような状況は、県が観光連盟を補助金交付先及び委託事業者として選定することの判断が適切に行われたかについて、外観的に疑念を呈する状況となっているため、観光連盟及び県は、事業申請と補助・委託者決定に係る意思決定を異なる者が判断する体制に変更することについて検討されたい。

iii) 県からの人件費補助に係る取り扱いについて（団体/所管課）（P60 意見⑥）

観光連盟は在籍するプロパー職員の人件費について、県から補助金の交付を受けているが、補助事業や受託事業の事業費を積算する際に、事業に必要な人件費を計上していない。このような状況では、あるべき事業費補助及び受託事業の金額が明確にならず、補助事業及び受託事業に要したフルコストと事業実績の比較検討を行えず、費用対効果の分析を行うことができない。

観光連盟は、補助事業や受託事業の事業費に必要な人件費を算入し、金額を明確にすることが必要である。

(2) 中期計画について

③ 意見

i) 中期計画の策定の必要性について（団体/所管課）（P60 意見⑦）

観光連盟は、県内観光事業の長期継続的な発展に貢献することを目的に設立された団体であり、県内の観光資源活用の大きな機会であるゴールデンイヤーにおける実施事業について、県と協働でアクションプログラムを策定している。

しかし、アクションプログラムは、県内

人的・財政的基盤が確立するまで、県と民間事業者が協力しながら、効率性等を勘案の上、より独立性のある組織運営を図っていく。

観光連盟の事務処理規程の見直しを図り、県と観光連盟で異なる者が意思決定を行う体制に変更する。

補助事業、受託事業に要したフルコストを明確にするため、各事業に人件費を算入し、金額を明確にするよう指導を行った。

中期計画については、県の政策を計画性を持って実施する中で、可能な限り観光連盟の活動も含めて計画的に運用するものとする。

観光事業の発展を目的として策定されたものであり、観光連盟の中長期的な経営戦略を検討した計画ではない。

また、県派遣職員が実質的に事業実施の中心となっているが、法人の更なる自立を図るという観点から、今後はプロパー職員の採用及び人事育成計画等も視野に入れる必要があり、長期間かけての対応が必要な課題であることから、これを踏まえた中期計画の策定の必要性が高い。

観光連盟は、所管課である観光振興課と協議を行い、観光連盟の実施事業や人事に関する計画などについての中期計画を策定することを検討されたい。

(3) 事業計画書及び事業報告書について

③ 意見

i) 事業計画書及び事業報告書の作成方法の検討について (団体) (P61 意見⑧)

観光連盟は、事業計画書と事業報告書に事業費及び参加者数等の両方の数値を記載する必要がある。また、事業報告書については、事業計画との比較形式で作成し、事業計画と事業実績を比較、分析することにより年度の事業成果を測ることを検討されたい。

事業計画書と事業報告書に事業費及び参加者数等の両方の数値を記載するよう指導を行った。また、県の事務事業評価に準じ、事業計画と事業実績を比較分析し、事業成果を測ることを検討するよう指導を行った。

(4) 理事会及び総会について

② 監査の結果

i) 事業予算の承認の遅れについて (団体) (P61 指摘①)

翌年度事業予算の承認は、観光連盟の業務の根幹をなす重要な意思決定の一つであるから、予算作成を早めることにより総会の開催時期を早期化する等の対応で、前事業年度内に理事会と総会の予算承認を得る必要がある。

承認すべき事項は次年度予算であることから、理事会及び総会の開催は3月が妥当であるが、会員の繁忙期であり、総会の開催が困難であるため、平成26年2月に定款を改定し、前事業年度内に理事会の承認を経て、直近の総会で報告するよう改めたことを確認した。

ただし、定款の規定が現状から判断して適当でないと考えられる場合、理事会の承認を経て、直近の総会で報告するというように定款を改定することも考えられる。

ii) 理事会での業務執行報告の未実施について (団体) (P62 指摘②)

会長は理事会に出席しておらず、また、会長及び副会長は、観光連盟の公益社団法人への移行後に、理事会において業務執行状況の報告をしたことはないとのことであり、定款第21条第3項が遵守されていない状況である。

法令や定款を遵守し、業務執行状況の報告ができるよう、理事会の開催については会長・副会長の出席に留意し、開催日を決定するよう指導を行った。

観光連盟の長たる会長が理事会において事業状況や今後の事業戦略を他の理事と討議することは、法人の運営に関して非常に重要なことであると考えられ、理事会に出席して、他の理事と討議を行う必要がある。

(5) 常務会について

③ 意見

i) 常務会からの提言について (団体) (P62 意見⑨)

観光連盟にとって本条項に関する提言は、効果的かつ効率的な業務運営上の改善に資すると考えられるために、積極的に提言を行われたい。

理事会において、常務会から提言するよう観光連盟に対して指導を行った。

(6) 南紀白浜空港利用促進事業について

③ 意見

- i) 南紀白浜空港利用促進事業に係る事業計画・実績報告の提出とモニタリングについて (団体/所管課) (P63 意見⑩)

当該事業の事業計画及び実績報告については、アクションプログラムにその内容を記載することによって行われているが、覚書所定の様式とは異なっており、事業費が記載されておらず、補助金が有効に活用されているかのモニタリングができないものとなっている。

県は、補助金が有効に活用されているかのモニタリングを行うために、所定様式での事業計画・実績報告の提出を求める必要があった。

今後、県が交付する補助金が有効に活用されているかのモニタリングを適正に行うため、必要な情報が記載された所定様式での事業計画・実績報告の提出を補助金交付者に求めるよう改める。

(7) 県からの受託業務に係る事務費の計上の検討について

③ 意見

- i) 委託業務に係る事務費の適正な計上について (団体/所管課) (P63 意見⑪)

事務費が観光力推進事業以外の事業に計上されていないので、各事業のコスト発生状況のモニタリングを効果的に行うことができない状況となっている。

事務費は、実態として各事業ごとに発生していると考えられるため、それぞれの事業で事務費を計上することを検討されたい。

事業毎に発生している事務費について、それぞれの事業で明記するよう指導を行った。

(8) 県からの受託事業に係る事業経費の見積り金額について

③ 意見

- i) 受託事業に係る適正な事業経費の見積り金額の算出について (団体/所管課) (P64 意見⑫)

県からの受託事業はすべて随意契約となっており、入札等による競争原理が作用しない契約形態であるため、事業費にかかる事前・事後のより厳しいモニタリングが必要である。このモニタリングを実施するためには、事業費を正確に見積ることが必要である。

県からの受託事業に係る事業費について、経費の積み上げにより見積書を作成するよう指導を行った。

(9) 退職金の差額精算について

③ 意見

- i) 退職金の差額精算が生じない仕組みの構築について (団体) (P64 意見⑬)

観光連盟においては、中退共から退職者に支給された退職金について差額精算を行うことは、公序良俗に反し無効であるとの裁判例 (東京高裁平成17年5月26日:労判898) があるため、差額精算が生じない仕組みの構築を検討されたい。

なお、本指摘を受けて、観光連盟は事務の見直しを実施している。

退職金の差額精算が生じない仕組みを構築するよう指導を行った。観光連盟は差額精算が生じる見込みの職員に係る中退共の掛金の納付を平成25年11月から停止したことを確認した。

(10) 退職金の支払金額に係る規定について

③ 意見

- i) 退職金の支払金額に係る規定改定について (団体) (P65 意見⑭)

上記によれば、実際の要支給額に対して引当金の金額が不足している場合には、退職する職員が合理的な理由無く不利益を被

退職引当金の金額により職員が不利益を被る可能性が生じないよう職員給与規程の改定を含めた検討を実施するよう指導を行った。

る可能性のある規定となっている。

観光連盟は、職員給与規程同条同項を、たとえば、「退職手当は、県職員の例に基づき算定し、その金額を支給する。」等、職員が不利益を被らない規定に改定することを検討されたい。

(11) 退職給付引当金について

② 監査の結果

i) 退職給付引当金の計上誤りについて (団体) (P65 指摘③)

観光連盟が計上すべき引当金額は、各職員が期末に退職した場合の退職金要支給額から、中退共が給付する退職金を控除した金額の合計である7,335千円であり、現在計上している退職給付引当金額及び退職給付引当資産は20,550千円の過大計上となっている。

退職給付引当金及び退職給付引当資産について、適正な金額を計上をすべきである。

適正な金額で、退職給付引当金及び退職給付引当資産を計上するよう指導を行った。

(12) 賞与引当金について

② 監査の結果

i) 賞与引当金の未計上について (団体) (P66 指摘④)

賞与引当金は、公益法人会計基準においてもその計上が求められるものであり、また、期中増減に係る明細の作成も求められている(「公益法人会計基準」の運用指針(平成20年4月11日)12.(1)、13.(5)2.)

観光連盟は、会計基準に従って、賞与引当金として翌年度の賞与支給額のうち、当年度の労働対価として発生する部分6,110千円を計上する必要があった。

賞与引当金を計上するよう指導を行った。

(13) リース資産について

② 監査の結果

i) リース資産の未計上について (団体) (P66 指摘⑤)

観光連盟は、資産計上の対象となる所有権移転ファイナンス・リース契約について、リース資産とリース債務を計上する必要があった。

リース資産・リース債務を計上するよう指導を行った。

(14) 小口現金の管理について

② 監査の結果

i) 小口現金の残高管理の未実施について (団体) (P67 指摘⑥)

観光連盟は、現金を適切に管理するために、規定に従って、現金出納簿は受払いの都度記帳すべきであり、日次の残高管理を実施すべきであった。

なお、現金出納簿を閲覧すると、小口現金の利用頻度は週に一度程度であったため、残高管理の頻度を実際の使用頻度に合わせる形で会計処理規程を改定することも考えられる。

会計処理規程について、残高管理の頻度を実際の使用頻度に合わせる形に改定することを含めて検討するよう指導を行った。

③ 意見

i) 小口現金の保有限度額の規定化について (団体) (P67 意見⑬)

不正防止等の観点から、実際の必要額を考慮したうえで、小口現金の保有限度を「公益社団法人 和歌山県観光連盟 会計処

小口現金の保有限度額を規定するよう指導を行った。

- 理規程」において規定することが必要である。
- (15) 切手等の管理について
- ③ 意見
- i) 返却された未使用の返信用封筒に貼付された切手の管理について (団体) (P68 意見⑯)
- 観光連盟は、「その他」区分の切手についても、適切に使用されることを担保するために、受払い及び残高管理を行う必要がある。
- なお、本指摘を受けて、観光連盟は事務の見直しを実施している。
- (16) インターネットバンキングについて
- ③ 意見
- i) インターネットバンキングのID及びパスワードの適正な管理について (団体) (P68 意見⑰)
- インターネットバンキングの支払入力及び確定処理に係るID及びパスワードは、経理担当者のみが把握している状況であり、不正リスクへの防止策が採られていない状況であるといえる。
- 観光連盟は、不正防止の観点から、インターネットバンキングの支払入力者と確定権限者を分けることを検討されたい。
- なお、本指摘を受けて、観光連盟は事務の見直しを実施している。
- (17) 「熊野古道の宿 霧の郷たかはら」の無償貸与物品について
- ③ 意見
- i) 「熊野古道の宿 霧の郷たかはら」の無償貸与物品台帳の作成について (団体) (P69 意見⑱)
- 観光連盟は、貸与物品の実在性及び状況を管理するために、その基礎となる無償貸与物品の台帳を作成することが必要である。また、台帳を作成した上で、定期的な現物確認を実施することも検討されたい。
- なお、本指摘を受けて、観光連盟は、無償貸与物品の貸与台帳を作成している。
- 【2】 公益財団法人和歌山県民総合健診センター**
- (1) 中期計画について
- ③ 意見
- i) 中期計画の策定の必要性について (団体) (P77 意見⑲)
- 健診センターは、年度の事業計画を作成しているが、中長期的ビジョンに基づく中期計画は策定していない。今後の高齢化や人口減少が著しいと予想される地域に対して、どのようなスキームで健診事業を実施していくのか等、健診センターには中長期的に取り組むべき課題が存在する。
- そこで、健診センターは、検診車の更新計画について県と継続的な協議を行い、速やかに検診車の更新計画を決定するとともに、これに基づいた中長期の損益シミュレーションや財務分析等を実施して、事業の継続的な実施を可能とする中期計画を策定する必要がある。
- (2) 事業報告書について

平成25年8月末より、観光連盟がすべての切手の残高管理を実施していることを確認した。

平成26年2月より、観光連盟が入力担当者と確定権限者を分けていることを確認した。

平成25年9月、観光連盟が「熊野古道の宿 霧の郷たかはら」の無償貸与物品台帳を作成したことを確認した。また、今後は定期的に現物確認を実施するよう指導を行った。

中期計画については、県の政策を計画性を持って実施する中で、可能な限り健診センターの活動も含めて計画的に運用するものとする。

③ 意見

- i) 事業報告書における計画と実績の比較検討について（団体）（P77 意見⑳）

事業計画と事業実績を比較することにより年度の事業成果を測ることができるため、事業報告書については、前年度実績との比較だけではなく、事業計画書の計画数値との比較形式も作成することを検討されたい。

平成25年度事業報告書からは、前年度実績と併せて事業計画書の計画数値も記載するよう指導を行った。

- (3) がんセンター設立準備金特別会計に係る寄附金について

③ 意見

- i) 寄附者の意図に沿った対応について（団体）（P78 意見㉑）

健診センターは、寄附者に現在の状況について説明するとともに、改めて寄附者の意向に沿った事業の実施について検討し、その事業計画の策定等、必要な対応を行う必要がある。

健診センター単独でのがんセンターの設立は困難であるが、寄附者の意向を踏まえつつ対応するよう指導を行った。

- (4) 経理担当者の人材育成について

③ 意見

- i) 経理担当者の人材育成について（団体）（P78 意見㉒）

健診センターでは、新たに会計事務所を顧問としたり、月次決算を導入する等、財務的なチェック体制をより強固なものとしている。

平成26年1月に県が開催した公益法人セミナーに会計担当者を参加させ、公益法人の会計に関する研修を受けた。今後も、このような研修会に積極的に参加するなどスキルアップに努めていくよう指導を行った。

しかし、公益法人に移行したことにより、公益法人会計基準を理解して経理業務を実施することが今まで以上に求められている。経理業務をさらに強化するために、研修等によりスキルアップを図るなど、法人内部において公益法人会計基準に明るい人材を積極的に育成することを検討されたい。

- (5) 検診事業に係る補助金について

③ 意見

- i) 検診事業に係る補助金の算出方法について（団体/所管課）（P79 意見㉓）

本補助金は、補助対象事業を実施するために必要な経費に対し予算の範囲内で別に定める額を補助すると交付要綱で定められており、健診センターは、上記の標準モデルで補助額を算出しているが、補助対象となる検診事業に要する経費と検診収入との差額を算出し、補助することを検討されたい。

検診事業に係る補助金については、平成25年度から検診事業に要する経費と検診収入との差額に対し補助するよう交付要綱を見直した。

- (6) 月次決算について

③ 意見

- i) 月次決算の規定化について（団体）（P79 意見㉔）

月次決算は、健診センターにおける重要なチェック機能の一つであり、実施しなければならない業務として位置付けるために、財務規程等で規定すべきである。

月次決算について財務規程の中で規定するよう指導を行った結果、財務規程を改正した。（平成26年4月1日施行）

- (7) 職員不正事件に係る損害賠償請求債権について

③ 意見

- i) 損害賠償請求債権に対する貸倒引当金の設定について（団体）（P80 意見㉕）

健診センターは、この損害賠償請求債権

今後、和解調書どおりの返済が履行されない事態にな

について、今後、和解調書どおりの返済が履行されているかを確認し、履行が困難な状態になれば、貸倒引当金の設定について検討されたい。

また、債権回収をより確実なものとするために、債務者の動向・状況を継続的に把握する必要があることに留意されたい。

(8) 収益性の管理について

③ 意見

i) 収益性管理の検討について（団体）（P80 意見⑳）

検診の契約単位、検診種別ごとの原価計算が困難であれば、検診収入から変動費を控除した貢献利益や貢献利益率を比較するなどにより、収益性の傾向や構造について分析し、収益構造の改善の参考とされたい。

れば、顧問弁護士とも相談しながら対応を検討するとともに、貸倒引当金の設定についても検討するよう指導を行った。

検診の契約単位、検診種別ごとの原価計算は困難であるため、貢献利益や貢献利益率の試算などにより収益の改善の参考とするよう指導を行った。

(9) 検診車の稼働率について

③ 意見

i) 検診車の稼働率上昇策の検討について（団体）（P81 意見㉑）

健診センターでは、検診車の閑散期における稼働率上昇策を、過去より検討しているものの、季節的な要因が大きく、改善ができていないとのことである。今後も稼働率の経年比較分析等を行うとともに、稼働率を上昇させるため、一層の努力をされたい。

閑散期における稼働率の改善については、季節的な要因が大きく全国的な共通の課題であると認識している。今後も他府県での取組例について情報収集するなど稼働率の向上に努めていくよう指導を行った。

(10) 小口現金の管理について

② 監査の結果

i) 小口現金の保有限度額について（団体）（P81 指摘㉒）

健診センターは財務規程に従って、保有残高を5万円以内の金額に収める必要がある。なお、規定内容が現状の運用から判断して適当でないと考えられる場合には、財務規程を改定することを検討する必要がある。

財務規程に従った運用の徹底を図るよう指導を行った。

(11) 収入印紙及び駐車場利用券の管理について

② 監査の結果

i) 収入印紙及び駐車場利用券の管理面の不備について（団体）（P82 指摘㉓）

収入印紙及び駐車場利用券は、換金可能性が高く、小口現金と同様に厳密な管理が必要とされるため、健診センターは、これらの受け入れ及び使用状況を受払簿に正確に記帳する必要がある。

収入印紙及び駐車場利用券の受払簿には、受入れ及び使用状況を正確に記帳するよう指導を行った。

(12) 物品の管理について

③ 意見

i) 棚卸対象物品の判断基準の明確化について（団体）（P82 意見㉔）

健診センターでは、棚卸対象と判断した一部の物品について、物品台帳を作成し棚卸を実施しているが、物品の重要性の判断基準は設けられていなかった。法人として管理すべき重要物品の判断基準を明確にすることを検討されたい。

物品の棚卸対象について、財務規程の中で規定するよう指導を行った結果、財務規程の改正を行った。（平成26年4月1日施行）

(13) 固定資産の管理について

③ 意見

i) 固定資産の現物確認の規定化について（団体）（P83 意見㉕）

健診センターでは、物品に対する棚卸の規定が設けられているにもかかわらず、固定資産について固定資産台帳との整合性を確かめる現物確認の規定は存在しない。一般に、固定資産は、高額で重要性が高いものが多いため、現物確認の必要性が高い。

健診センターは、重要な資産である固定資産について、現物確認をすべき旨の規定を設けることを検討されたい。

(14) 購入に係る随意契約について

③ 意見

i) 随意契約理由の明確化について（団体）
（P83 意見㉔）

現状に記載のとおり、随意契約に係る特別の規定を適用する理由の記載が十分とはいえない決裁書面が確認された。随意契約は公平性を損ねる可能性のある契約であり、その採用の是非を上席者が適切に判断するために、調査可能であれば他の同種中古検診機器の販売価格、調査した結果として同種中古検診機器の販売店が他に見つからなければその旨等を、決裁書面に記載すべきであった。

(15) 財務諸表の作成について

② 監査の結果

i) 貸借対照表総括表の未作成について（団体）
（P84 指摘㉑）

健診センターにおいては、公益法人会計基準（昭和60年基準）で要求される貸借対照表総括表が未作成であり、これを作成する必要があった。

③ 意見（団体/所管課）

i) 改正公益法人会計基準（平成16年基準、平成20年基準）の適用について（団体）
（P84 意見㉕）

公益法人会計基準は、昭和60年以降、平成16年と平成20年に改正されているが、健診センターは改正後の会計基準を採用していない。公益法人会計基準の改正等について（平成16年10月14日、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）

「3 本会計基準の取扱い」において、「主務官庁は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）に従い、公益法人の会計処理は原則として本会計基準によるものとするよう公益法人に対し指導するものとする。」とされている。また、「5 本会計基準の実施時期」において、「本会計基準は、平成18年4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施するものとする。」とされている。

県は、健診センターに対して、改正公益法人会計基準を適用することを指導し、健診センターは、平成18年度以降、できるだけ速やかに改正公益法人会計基準を適用すべきであった。

ii) 退職給付引当金の計上額について（団体）
（P84 意見㉖）

退職給付引当金は、公益法人会計基準の平成16年改正に伴い、期末自己都合要支給額100%（簡便法による）を計上しなければ

固定資産の現物確認について、財務規程の中で規定するよう指導を行った結果、財務規程の改正を行った。
（平成26年4月1日施行）

随意契約の理由について、詳細に記載するよう指導を行った。

平成25年度決算から貸借対照表総括表を作成するよう指導を行った。

平成25年度から公益財団法人へ移行したため、平成25年度から平成20年公益法人会計基準を適用している。

平成25年度から平成20年公益法人会計基準を適用しているため、これに基づき退職引当金を計画的に計上するよう指導を行った。

ならないとされている。健診センターは、公益法人会計基準（平成20年基準）適用後の平成25年度以降には、追加で101,319千円の引当金計上が必要である。

なお、公益法人会計基準（平成20年度基準）を導入する団体が、会計基準の適用を理由に新たに退職給付引当金を計上しなければならなくなった場合には、一時期に計上しなくとも、経過措置により平成33年3月末までにわたって、不足額を定期的に計上すればよいとされている（平成20年4月11日「公益法人会計基準」の運用指針」附則3）。

(16) 情報公開について

③ 意見

i) 積極的な情報公開について（団体）（P85 意見③）

健診センターは、積極的な情報公開のために、財務諸表をホームページ上で公開することを検討されたい。

法令及び定款に基づき、関係書類を事務所内に掲示しているが、財務諸表等についてもホームページで公開するよう指導を行った。

【3】 公益財団法人和歌山県農業公社

(1) 中期計画について

③ 意見

i) 中期計画の策定の必要性について（団体/所管課）（P92 意見④）

中期的な目標を把握したうえで業務を執行していくことは事業の安定的な運営につながる。また、計画の策定時に経営支援課が十分に関与、指導することで県の意向を反映させること、及びモニタリング機能を発揮することも可能である。

中期計画については、県の政策を計画性を持って実施する中で、可能な限り農業公社の活動も含めて計画的に運用するものとする。

この点、県は農業分野において国際競争力のあるたくましい産業の創造をめざし、平成29年度を目標年次とした長期総合計画を策定している。また、この目標を達成するため、「農業緊急戦略アクションプログラム」という担い手、農地、生産の3つの分野に関して平成22年度からの5年間に早急に対応すべき課題を行動計画として取りまとめている。これらは、必ずしも農業公社の事業と直結するものではないが、農地の合理化や担い手への支援という観点では、農業公社もその一旦を担っているものである。

一方で農業公社は今後、国から受けた150,000千円の補助金を国庫に返還することが決定しており、農業公社自体のあり方を検討する段階にある。

たしかに、農業公社の事業は農家等のニーズに合わせて農用地等の売買、貸借、及び資金の貸付等を実施するものであることから、中期的な計画は策定しづらいものである。しかしながら、県の方針が決定しており、今後の農業公社自体のあり方を検討することを求められている以上、県の目標に対して、農業公社が何を担えるのかを再度検討し、県の目標達成に向けた中期的な計画をたてることが重要であると考え。以上から、所管課である経営支援課の関与、指導のもと、農業公社においても中期計画を策定する必要がある。

(2) 事業報告について

- ③ 意見
- i) 事業報告における計画と実績の分析について（団体）（P93 意見⑳）
- 当年度の実績を適切に把握するという観点からは、事業報告において計画も合わせて記載し、実績との比較、分析を行い事業の成果が判断できるようにする必要がある。
- 平成25年度の実績報告から計画と実績を並列して掲載し、計画と実績が比較できるような体裁とするよう指導を行った。
- (3) 単年度計画について
- ③ 意見
- i) 当初計画の策定方法の見直しについて（団体）（P94 意見㉑）
- 環境に大幅な変化がないにも関わらず、前年の実績を大幅に上回る計画というものは実行性に乏しく計画として機能していないものとする。農業公社は平成25年度の当初計画の策定について一定の見直しを実施しているところであるが、今後、計画を策定する際は前年実績を勘案しながら、経営環境に変化がないか、実現可能性があるか等も含めて検討し、計画数値の精度を高めていく必要がある。
- 平成26年度から前年度の実績を基に、実現性に重点を置いた計画を策定するよう指導を行った。
- ii) 補正に関する計画の開示の必要性について（団体）（P94 意見㉒）
- 仮に補正を実施した場合であっても、情報公開という観点からは当該補正に関する計画をホームページに掲載し、補正した内容、理由を開示する必要がある。また、最終的な実績報告となる事業報告書においては（2）に記載したように計画を記載することが実績報告という観点からは必要と考えられるが、その場合、当初計画と補正に関する計画を記載し、補正した内容、理由も合わせて記載するか、前に公表している補正に関する計画を参照させる等の対応を行っていくことが考えられる。
- 農業公社ホームページに事業計画を掲載しているところであるが、補正した事業計画を公表していなかった。今後は前年度の実績に即した事業計画を立てることにより大幅な計画補正がないよう指導を行った。また計画補正があった場合は、速やかにホームページに内容と理由を記載するよう指導を行った。
- (4) 定款上の業務執行理事の記載について
- ② 監査の結果
- i) 定款の不備について（団体）（P94 指摘㉓）
- 定款上、「前項の業務を執行する理事」が定義されていない以上、当文言は定款の不備である。実務上も理事長、副理事長以外に業務を執行する理事はいないため、定款の「前項の業務を執行する理事」という文言は削除することが適当である。
- 農業公社には執行理事の規定がないため、定款から該当部分を削除するよう指導を行った。
- (5) 業務執行理事の職務執行の報告について
- ② 監査の結果
- i) 業務執行理事の職務報告の実施不足について（団体）（P95 指摘㉔）
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び定款に規定されているとおり、職務執行の報告を一事業年度に二度以上実施する必要がある。また、この際に、より効果的な職務執行の報告とするために、決算報告のみではなく、予算に対する進捗の報告や業務実施上の問題点、年度末までの見通し、今後の活動方針等を報告、議論していくことが有用と考える。
- これまでは年2回、それぞれ当初計画と実績報告を軸とした理事会を開催していたが、平成26年度より事業・予算の進捗状況や今後の活動方針を報告・議論できるようにするため、中間期に理事会を開くよう指導を行った。
- (6) 評議員会の決議の省略について
- ③ 意見

- i) 決議の省略の実施の適否について（団体）（P96 意見⑳）

現状、評議員会は全て「決議の省略」により行われており、評議員会の形骸化のおそれがある。評議員は役員（理事及び監事）の選任並びに重要な業務運営について意見を述べる等、法人の業務を公正に行うための重要な機関である。したがって、活発な議論を実施するという観点からは、少なくとも定時評議員会については、「決議の省略」ではなく出席したうえで開催する必要がある。

平成26年度からは書面決議でなく、評議員会を開き、業務運営等に対する意見を集めた上で決議を行うよう指導を行った。

- (7) 県によるモニタリングについて

③ 意見

- i) 県によるモニタリングの手法について（所管課）（P97 意見㉑）

県として補助事業が適切に執行されていることを確認するため、その状況を評価した結果を記録として整理しておく必要がある。たとえば、経営支援課の補助金担当者と農業公社の担当者間でどのようなやり取りがあったか等の記録や、場合によっては原始証憑まで確認を行い、その記録を残すことで実効性を担保していくことが考えられる。

平成26年度から経営支援課において農業公社の事業運営、財政運営等の確認作業の顛末・評価結果の記録を行うよう改める。

また、補助事業に限らず、農業公社の財政運営、事業運営等についてもモニタリングを実施しているとのことであるため、これについても、「指導監督に関する基準」の各項目の評価結果を記録していく必要がある。

- (8) 特定資産について

② 監査の結果

- i) 債務保証出資金の計上区分誤りについて（団体）（P97 指摘㉒）

債務保証出資金は農業公社の上位団体である全国農地保有合理化協会への出資金であり、当団体が債務保証業務を行っていることから、「債務保証出資金」という科目にしているものである。これについては、既に出資された資金であることから特定資産とすべきものではなく、その他固定資産の区分で「出資金」等の科目をもって計上する必要がある。

「債務保証出資金」という科目を外し、「その他固定資産」の区分に「出資金」の科目で計上するよう指導を行った。

- ii) 就農支援資金貸付金の計上区分誤りについて（団体）（P98 指摘㉓）

就農支援資金貸付金は就農支援事業において青年農業者等に貸し付けた資金であるが、これについても既に貸し付けた資金であることから特定資産とすべきものではなく、その他固定資産の区分で「就農支援資金貸付金」等の科目をもって計上する必要がある。

当該貸付金について、特定資産からその他固定資産の区分に変更した上で、「就農支援資金貸付金」の科目で計上するよう指導を行った。

- iii) 現預金の計上区分誤りについて（団体）（P98 指摘㉔）

現預金のなかに含まれる就農支援の貸付及び借入の返済にのみ充てられる資産69,450千円については、特定の目的のために、用途、保有、運用方法等に制約のある預金であることから、特定資産として計上する必要がある。

就農支援の貸付及び借入の返済に充てる69,450千円を特定資産として計上するよう指導を行った。

(9) 違約金収入について

② 監査の結果

i) 違約金収入の会計処理誤りについて (団体) (P98 指摘⑮)

農業公社が認定就農者より徴収した違約金は、収益へ計上されているが、違約金の取り扱いが明確でなく、今後県または国へ返還する可能性もあることから、収益として処理するのではなく、仮受金等として貸借対照表の負債の部へ計上することが適切である。また、違約金の未収分については、徴収が確実に行われるとは言えず、不確実性が高いことから、収益計上するのではなく、違約金が実際に入金されたタイミングで会計処理を行うべきである。

収益に計上していた違約金収入については、将来国に返還する可能性があることから、仮受金として負債の部に計上するよう指導を行った。ただし、今後予定されている大幅な制度改正を経ても方向性が示されなければ、収益への計上を検討するよう指導を行った。

(10) 農地の貸借事業の会計処理について

③ 意見

i) 物納による賃貸借料を会計処理することの必要性について (団体) (P99 意見⑯)

現金によって納められた賃貸料については収益へ、賃貸料については費用に計上されている。一方で、物納による賃貸借料は、重量の規模は把握されているものの、何らの会計処理は行われておらず、正味財産増減計算書へは反映されていない。

物納による賃貸借料については、財務諸表に事業実績を反映させる観点から、金額に換算して正味財産増減計算書に計上するよう指導を行った。

上記の処理では、物納による賃貸借料は収益、費用として計上されず、サービス提供の事実が適切に財務諸表に反映されないことになる。

物納による賃貸借料を金額で把握できるよう、重量当たりの一定の単価を定め、これに基づいて物納による賃貸借料を把握し、正味財産増減計算書へ反映させる必要がある。

(11) 他会計への振替について

② 監査の結果

i) 他会計振替処理の是正について (団体) (P100 指摘⑰)

内閣府が公表している「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問 (FAQ)」(平成25年6月版)の間VI-2-④(区分経理)によると、他会計振替額は、収益事業等から生じる利益を公益目的事業会計に繰入れる場合に用いるとされている。これによると、公益目的事業から生じる利益は、法人会計への振替はできないことになる。しかしながら、農業公社では上記のとおり、公益目的事業会計から法人会計へ利益を振替えており、これは正しい処理ではない。

これまでは公益目的事業は利益を出してはならないとの考えから、当該事業から出た利益を法人会計に振り替えていた。今回、当該処理が会計上誤りとの指摘を受けたため今後は公益目的事業会計から法人会計への利益の振替は行わないよう指導を行った。

したがって、今後は法人会計の利益がマイナスとなった場合でも公益目的事業会計からの利益の振替えは行わないことが適当である。

(12) 農業会議との経費按分について

② 監査の結果

i) 農業会議との経費按分の未実施について (団体) (P101 指摘⑱)

農業公社と農業会議の人員費、賃借料が按分されていないため、それぞれの団体の運用コストの実態が適切に把握できない。

人員費、賃借料の按分の可否を含め、運用コストの実態を把握するよう指導を行った。

人件費、賃借料についても経費の按分を行い、実態の把握を適切に行って業務運営の改善等を検討する必要がある。

(13) 各会計区分の収益及び費用について

② 監査の結果

i) 経費の適切な按分基準の設定等について（団体）（P101 指摘⑱）

農業公社では人件費等の共通経費の按分について、便宜的な按分基準を用いてそれぞれの会計区分へ按分している。当該按分基準は実態に基づいて設定された基準ではないため、按分された経費は実態を反映しておらず、各会計区分の収益及び支出の状況が適切に表されているとは言えない。したがって、まずは実態を把握した上で各共通経費の性質等に基づいて適切な按分基準を設定することが必要である。これに基づいて経費を按分し、さらに、当該按分基準を明文化し、毎年度継続して運用していくことが必要である。

ii) 損益の適切な会計区分への計上について（団体）（P101 指摘⑲）

平成24年度の正味財産増減計算書内訳表によると、農地等の売渡による手数料収入691千円が、法人会計区分に計上されている。また、法人会計区分の管理費のうち諸会費には、合理化事業に係る会費440千円が計上されている。

上記のとおり、公益目的事業会計に計上されるべき収益及び費用が法人会計区分に計上されており、各会計区分の損益の状況が適切に表されていない。

したがって、各会計区分に計上されている収益及び費用が適切な会計区分に計上されているか見直しを行い、各会計区分の収益及び費用の状況を適切に表す必要がある。

(14) 現金及び預金の管理について

② 監査の結果

i) 現金及び預金と関係帳簿との照合の不徹底について（団体）（P102 指摘⑳）

現金及び預金と関係帳簿との照合について、会計処理規程に基づいた運用がなされていない。現金又は預金の残高が関係帳簿又は通帳と一致しない場合、原因究明が遅滞する恐れがあるため、会計処理規程に定められたとおり、現金については現金残高と関係帳簿を毎日照合する必要がある。また、預金については、すべての口座について毎月末日の残高と通帳の照合を実施する必要がある。さらに、担当者による照合だけでなく上席者による承認も実施する必要がある。

ただし、現金については毎日残高に変動があるわけではないため、当規程を設定した当初の趣旨を再度検討したうえで、規程の見直しを行う余地はある。

③ 意見

i) 現金及び預金と関係帳簿との照合の証跡について（団体）（P102 意見㉑）

担当者が現金と関係帳簿の照合及び預金

共通経費については、公益事業会計と法人会計の間で按分基準を設けているところであるが、収支の実態に基づいた按分基準の見直しを行うよう指導を行った。

今後、農地売買で発生した収益・経費については、法人会計への振替を行わず、公益目的事業に計上するよう指導を行った。

現金、預金の管理については会計処理規程を改正し、毎月末に照合するよう指導を行った。

現金及び預金の照合について、担当者の照合及び上席

残高と通帳の照合を行った際は、その事実が分かる証跡を残す必要がある。上席者による承認の際にも承認を行った事実が分かる証跡を残す必要がある。

しかし、現金と関係帳簿を照合した事実が分かる担当者及び上席者による証跡は残されていない。また、預金残高と通帳の照合についても同様に、証跡が残されていない。

証跡がなければ、現金と関係帳簿の照合を実施したかどうか不明であり、また証跡を残すことが取り決めとして徹底されなければ、現金の流用等に対する牽制が有効に機能しない恐れがある。

現金については、金種表を作成し、金種表に担当者及び上席者が押印する、又は関係帳簿の様式を見直し照合の押印欄を設ける必要がある。預金についても、預金出納簿の様式を見直し照合の押印欄を設ける必要がある。さらに、これらの現金及び預金と関係帳簿との証跡に関するルールを明確に定める必要がある。

ii) 現金の保有限度額の見直しについて（団体）（P103 意見㉔）

農業公社の現金の保有限度額は、規程等で明確には定められていないものの実務上の運用としては20万円を限度としており、毎年度4月当初に20万円を保有することとしている。

平成24年度の現金出納簿を通査したところ、年間の支出合計額は7万円程度であり、毎月5千円から7千円程度の支出があるのみであった。

現金は流用等の恐れがあるため、支出に見合った適正額を保有すべきであるが、農業公社では支出金額からすると多額の現金を保有していると考えられる。

したがって、現在の保有限度額である20万円を見直し、適正な金額に設定する必要がある。さらに、会計処理規程等で当該金額について定めることを検討されたい。

(15) 固定資産及び物品の管理について

③ 意見

i) 固定資産及び物品の台帳との照合証跡について（団体）（P104 意見㉕）

固定資産については、固定資産台帳と現物の照合を実施しなければならないが、実施に際しては照合の事実が分かる結果を残す必要がある。しかしながら、固定資産台帳と現物の照合は行っているとのことであるが、その結果を確認できなかった。

結果が残されていないければ、固定資産台帳と現物の照合を行ったかどうか不明であり、また、照合の結果、紛失等があったのかどうかの判断ができない。

したがって、固定資産台帳と現物の照合を行った際は、照合の結果を残しておく必要がある。

また、物品についても固定資産と同様に照合結果が残されておらず、照合を行ったかどうか不明であるため、照合の結果を

者の承認簿を作成し、押印により証跡を残すよう指導を行った。

前年度の実績を勘案し、保有限度を10万円に改めるよう指導を行った。

今後、固定資産台帳と現物の照合及び物品の照合を行った際は、担当者の照合及び上席者の承認簿を作成し、押印により証跡を残すよう指導を行った。また、会計処理規程では10万円未満の全ての資産が物品と定義されるため、照合の効率性を高めるために、当該規程の見直しを行うよう指導を行った。さらに、新たな基準で物品と定義されるものについては、備品番号が分かるシールを貼付するよう指導を行った。

残しておく必要がある。また、物品には備品番号が分かるシール等が貼付されていなかったため、台帳との照合を可能にするために備品番号シール等を貼付する必要がある。さらに、物品については、①に記載の定義によると、10万円未満の資産はすべて含まれてしまうと考えられるため、照合による効果や効率性等を考慮して、照合対象物品の範囲に関する会計処理規程の見直しを行うことを検討されたい。

(16) 財務諸表の注記について

② 監査の結果

i) 注記の記載漏れについて（団体）（P105 指摘⑳）

農業公社の平成24年度貸借対照表の特定資産には「基金運用益繰越金引当預金」が計上されている。したがって、当該預金は特定資産として、①に記載した注記2及び3の箇所に記載されることになる。しかしながら、平成24年度の財務諸表に対する注記には、当該預金が特定資産として記載されていないかった。

したがって、平成24年度の財務諸表に対する注記に、当該預金を特定資産として注記すべきであった。今後は、このような記載漏れがないように留意する必要がある。

「基金運用益繰越金引当預金」を注記に記載するよう指導を行った。

【4】 公益財団法人わかやま産業振興財団

(1) 中期計画について

③ 意見

i) 中期計画の策定の必要性について（団体/所管課）（P114 意見㉑）

産業振興財団は今後、基金の廃止に伴い事業活動の変動が想定され、事業内容の見直しを行うことが必要となる。このため、今後はプロパー職員の採用及び人事育成計画等も含め、中長期的な展望を持った上で、中期運営計画を策定する必要性は高いと考えられる。

さらに、産業振興財団の事業のほとんどが、県あるいは国からの補助または受託事業であることを踏まえ、産業振興財団及び県は、それぞれの役割分担を明確にして、事業の方向性等、今後の方針について中長期的な展望を持つとともに、併せて必要な人員についても協議して適正に管理していくことが一層重要である。

中期計画については、県の政策を計画性を持って実施する中で、可能な限りわかやま産業振興財団の活動も含めて計画的に運用するものとする。

(2) 事業報告書について

③ 意見

i) 事業別会計決算報告書における会計単位の整合について（団体）（P115 意見㉒）

産業振興財団は、正味財産増減明細書において、「わかやま企業成長戦略事業会計」を公益事業1と公益事業3とに区分表示していることに対応して、事業別会計決算報告書においても公益事業1と公益事業3に区分して表示することを検討されたい。

財団と協議した結果、平成26年度予算及び決算より公益事業1（経営・販路）と公益事業3（技術・研究）に区分して表示することとした。

(3) 定款における副理事長に関する規定について

② 監査の結果

i) 副理事長の職務に関する定款の不備について（団体）（P115 指摘㉓）

現状に記載のとおり、副理事長は、定款において業務執行理事である旨が定められている一方で、自己の職務執行状況を報告する義務を課せられていない。

産業振興財団は、定款第28条第3項において副理事長に対して自己の職務執行状況を報告する義務を課す必要がある。

- ii) 副理事長の選定及び解職に関する定款の不備について (団体) (P115 指摘㉓)

副理事長は、業務執行理事であり、その選定及び解職の条件は理事長、専務理事及び常務理事と同様と解される。したがって、定款第35条第3号の理事会の権限における選定及び解職の対象として、理事長及び専務理事、常務理事と同様に副理事長も含める必要がある。

- (4) 会計監査人から監事への職務の遂行に関する通知について

② 監査の結果

- i) 会計監査人から監事への職務の執行に関する通知の未実施について (団体) (P116 指摘㉔)

現状に記載のとおり、産業振興財団では、監事は会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関する通知を受けていない。監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第42条に基づき、会計監査人の職務の遂行に関する通知を会計監査人に促す必要がある。

- (5) 県によるモニタリングについて

③ 意見

- i) 県によるモニタリングの実施手法について (所管課) (P117 意見㉕)

県として補助事業が適切に執行されていることを確認するため、実績報告の正確性を確認した過程を記録として整理しておく必要がある。たとえば、企業振興課の補助金担当者と産業振興財団の担当者間でどのようなやり取りがあったか等の記録や、場合によっては原始証憑まで確認を行い、その記録を残すことで実効性を担保していくことが考えられる。

また、補助事業に限らず、産業振興財団の財政運営、事業運営等についてもモニタリングを実施しているとのことであるため、これについても、「指導監督に関する基準」の各項目の評価結果を記録していく必要があると考える。

なお、モニタリングを効果的に実施するためには、チェックリストを作成し活用することも有効な手法である。

- (6) 返還義務のある特定資産の今後の取扱いについて

③ 意見

- i) 県からの預り金の返還時期等に関する協議の必要性について (団体/所管課) (P117 意見㉖)

現状に記載のとおり、収支差額変動準備積立資産については、県への返還義務があるが、その返済時期及び方法については定

財団と協議した結果、定款第28条第3項の報告義務者に副理事長を含める改正を行うこととした。

財団と協議した結果、定款第35条第3号の選定及び解職の対象として副理事長を含める改正を行うこととした。

財団と協議した結果、現状では監事は財団を経由して会計監査人からの通知を受けているが、平成26年度より会計監査人から直接監事へ通知することとした。

補助金の検査内容について、確認過程が分かるよう整理し、記録を行うこととする。また、指導監督に関する基準に基づき指摘した内容や結果についても整理し、記録を行うこととする。

未収債権の回収見通しを勘案しながら財団と協議していく。

められていない。

産業振興財団は、県と返済時期及び方法等について協議を行い、県及び産業振興財団の資金が有効活用されるよう検討されたい。

(7) 事業選定時の審査方法について

③ 意見

i) 事業選定時の審査方法について (団体)
(P118 意見④)

現状に記載のとおり、新連携共同研究事業の決定に際し、委員全員が専門外の分野も含めたすべての項目を個別に評価している。これらの実際の評価資料を閲覧すると、例えば、財政状況の評価について各委員の点数にばらつきがあったが、事業者選定時には委員全員の点数の単純合計がそのまま評価点となっていた。技術専門家と財務専門家の点数にばらつきがあった場合、単純合計を評価点とする方法については検討の余地がある。

審査員の評価の点数化の方法、各審査員の評価点数の集計方法等、より有効で適切な評価方法について検討されたい。

例えば、採点表には5つの項目について5段階で評価されているが、採点表には1から5までの数値のみが記載されているのみで、審査を行った各委員の業者選定に対するコメントが記載されていない。数値のみの採点では、評価理由が不明瞭であるため、必要に応じてコメント等を記載できる様式とすることが考えられる。

(8) 預金の管理について

② 監査の結果

i) 預金残高と関係帳簿の照合について (団体) (P119 指摘⑤)

現状に記載のとおり、会計規程では毎日預金残高と関係帳簿を照合することとしているが、預金残高に変動が生じた際にしか関係帳簿との照合がなされておらず、規程が遵守されていない状況であるが、規程に沿った事務処理を行うことが必要である。

なお、預金残高に変動が生じていない場合においても関係帳簿との照合を毎日行うことは、事務手続きが煩雑となり現実的ではないと考えられるため、照合作業を一定の期間ごとに定期的実施する等、規程の変更を検討すべきであるとする。

(9) 金庫内での貴重品の保管について

② 監査の結果

i) 金庫内の書類の適切な管理の実施について (団体) (P119 指摘⑥)

金庫は、重要な資料・物品等を保管することを目的としており、重要でないものまで保管すると重要資料・物品等の管理が煩雑となり、紛失等のおそれが高くなる。

このため、金庫内の重要資料・物品等を適切に管理するため、金庫内の定期的な棚卸を行い、その内容を整理するとともに、金庫内の適切な管理のために、保管資料・物品をリスト化する必要がある。

ii) 開錠することができなかった金庫の管理

例えば、技術開発関係事業にあっても最終的にその技術的実現可能性のみならず商品価値等経営面も含め総合的に評価する必要があり、各委員の切り口により評価に差が出ることもある程度やむを得ないとする。その上で全審査員による議論を経ることでそれぞれの審査員が最終的な採択の可否を表明しているところであるが、その経緯について各委員のコメント等をこれまで以上に丁寧に議事録として残し、審査の公平性や説明責任を果たすよう指導を行っていく。

財団と協議した結果、現在、各事業会計を毎月末に締めた上、現預金と関係帳簿の照合を行っており、指摘のとおり、これに合わせた規程へ改めることとした。

財団と協議した結果、金庫内保管資料・物品について定期的な棚卸、リスト化及び当該資料等の管理責任者の明確化を行うこととした。

について（団体）（P119 指摘㉗）

長期間にわたって金庫が開錠されず、保管物の内容が不明であったことは、管理上問題である。重要な資料・物品等を保管するための金庫については、定期的に保管内容を確認しておく必要がある。

(10) 業務に関連のない現金の保管について

② 監査の結果

i) 業務に関連のない現金の保管について（団体）（P120 指摘㉘）

現金の管理については不正が発生する可能性が高い項目であるため、今後、存在している現金を認識していないということがないように再発防止策を検討する必要がある。

金庫やキャビネットに関して、保管リストを作成し、適切でない物が保管されていないことを定期的に確認することも有効な手法である。

【5】 公益社団法人畜産協会わかやま

(1) 中期計画について

③ 意見

i) 中期計画の策定の必要性について（団体）（P130 意見㉙）

中期的な目標を把握したうえで業務を執行していくことは安定的な運営につながる。また、計画の策定時に畜産課が十分に関与、指導することで県の意向を反映させること、及びモニタリング機能を発揮することも重要である。

この点、国は生産から流通、販売にわたる酪農及び肉用牛生産のあり方を根本的に見直すという観点から、中長期的な視点に立ったビジョンを示すものとして平成32年度を目標とした「酪農及び肉用生産の近代化を図るための基本方針」を策定している。また、県においても国の方針を受け、同様の趣旨の計画を「和歌山県酪農・肉用牛生産近代化計画書」として策定している。

畜産協会においては、これらの計画のうち、肉用牛に関する生産、流通、販売に貢献する団体であり、国または県の計画の一旦を担っているものである。以上から、所管課である畜産課の関与、指導のもと、畜産協会においても中期計画を策定する必要がある。

ii) 中期計画の策定方法について（所管課）（P131 意見㉚）

畜産課の中期計画の作成方法はまず10年後の見直しをたて、5年後に見直しを行うといったものである。しかしながら、数値目標は10年後の見直し数値しか明示されておらず、5年後の数値目標は明示されていない。かかる状況では5年後の見直しが困難な状況にある。したがって、現状策定されている計画に5年後の数値目標を追加するとともに、5年経過時点で実績との対比を行ったうえで見直しを実施する必要がある。

(2) 事業報告の記載について

③ 意見

上記【4】（9）②i）の回答どおり

上記【4】（9）②i）の回答どおり

中期計画については、県の政策を計画性を持って実施する中で、可能な限り畜産協会の活動も含めて計画的に運用するものとする。

現在、畜産課で作成している中期計画については、数値目標は10年後の見直し数値しか明示されていないことから、新たに5年後の数値目標を追加するとともに、実績との対比を行った上で見直しを実施するよう改めることとする。

- i) 事業報告における計画の記載の必要性について(団体) (P131 意見㉔)

当年度の実績を適切に把握し、事業の評価を行うという観点からは、事業報告において計画も合わせて記載し、実績との比較を容易に行えるようにする必要がある。

- ii) 事業報告における県からの補助事業の記載の必要性について(団体) (P132 意見㉕)

「肉用子牛生産者補給金制度」については、県からの補助事業であるため、その旨を事業報告書に記載し、県からの補助事業の有無を明示する必要がある。

- iii) 事業報告書における法人の概況等の記載について(団体) (P132 意見㉖)

日本公認会計士協会の非営利法人委員会研究報告第5号の「公益法人における事業報告書の記載例について」(平成13年4月16日付)によると、参考とすべき事業報告書の記載例の項目が挙げられている。

現在の畜産協会の事業報告書には、主に事業の内容が記載されているのみとなっているが、これは団体において、他の項目の記載の必要性について認識していなかったためである。しかしながら、事業報告書を作成する目的の一つに、利用者に団体についての情報を提供し理解を深めてもらうことがあるため、記載例のように法人の概況等の情報も加えて記載することを検討されたい。

(3) 理事会の決議について

② 監査の結果

- i) 理事会における決議の省略の運用誤りについて(団体) (P132 指摘㉗)

「決議の省略」については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法律」という。)第96条によると、定款で定めた場合のみ実施することができる。しかし、畜産協会では、「決議の省略」について公益社団法人へ移行前の定款では定められていない。したがって、公益社団法人へ移行前の「決議の省略」によって行われた平成24年11月及び平成25年3月の理事会決議は、定款に基づく方法により決議をすべきであった。

なお、公益認定に伴い新たに作成した定款では「決議の省略」について定められているため、今後は、定款に基づく運用が可能である。

③ 意見

- i) 決議の省略の実施の適否について(団体) (P133 意見㉘)

「決議の省略」は、理事が一堂に集まって理事会を開催しなくても決議を行える等の利点はあるが、議案が重要な内容である場合は、実際に理事会を開催し活発な議論を行うことが有用であるため望ましくない。しかしながら、平成25年3月の理事会では、平成25年度の4月から6月の事業計画、収支予算の承認及び一時借入金限度額の承認等の重要事項が議案となっているにもか

事業報告における計画と実績の比較、分析については、現在のところ県の事業実施要綱等に明記されていないため、平成26年度からの計画、実績比較の実施を目指して要綱等の見直しを行っている。

「肉用子牛生産者補給金制度」についての事業報告書には、県からの補助事業の有無を明示するよう指導を行った。

事業報告書に記載している内容については、現在は事業の内容のみであるが、利用者に対して団体についての情報提供を行い、理解を深めてもらうことの必要性から法人の概況等の情報についても記載するよう指導を行った。

「決議の省略」の運用については、新たに作成した定款には定められていることから、今後も適切な運用に努めるよう指導を行った。

今後は議案の内容に照らして「決議の省略」を採用するかどうかを判断し、重要と判断した場合には、実際に理事会を開催し、活発な議論を経た上で決議を行うよう指導を行った。

かわらず、「決議の省略」がなされていた。

今後は、議案の内容に照らして「決議の省略」を採用するかどうかを判断し、議案の内容が重要である場合は、実際に理事会を開催し活発な議論を経た上で決議することが必要である。

(4) 社員総会の招集通知について

② 監査の結果

i) 社員総会の招集通知の添付資料の不備について (団体) (P133 指摘⑩)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第125条によると、定時社員総会(平成25年6月21日)の招集通知には計算書類及び事業報告並びに監査報告を提供しなければならないとされている。この趣旨は、事前に計算書類等を提供することによって、承認の是非について余裕をもって判断することができるといったものである。しかしながら、①に記載のとおり招集通知には計算書類等は添付されておらず、承認の是非について事前に検討を行う機会が確保されていなかったと言える。

平成24年度の決算承認の定時社員総会の招集通知には、計算書類及び事業報告並びに監査報告を添付すべきであった。

(5) 預り出資金に係る定款の記載について

② 監査の結果

i) 預り出資金に係る定款の不備について (団体) (P134 指摘⑪)

拠出金は、畜産協会が業務を承継した社団法人和歌山県肉用子牛価格安定基金協会(以下、「安定基金協会」という。)の時に拠出されたものである。安定基金協会が解散し畜産協会に業務を承継する際の臨時総会において「畜産協会の定款にかかわらず、返還義務がある」旨の決議がなされていることから、畜産協会においても返還義務があると認識しているものである。

しかし、臨時総会の内容は、あくまで承継元団体である安定基金協会における決議にすぎず、承継先団体である畜産協会の定款上の取り扱いと異なる取り扱いを許容する効力まで認められるものではないと考える。

拠出金について畜産協会に返還義務があるということが実態であるならば、定款の変更の手続きを経る必要がある。

(6) 収支予算書の議決について

③ 意見

i) 収支予算書の議決を事業年度の開始までに行う必要性について (団体) (P135 意見⑫)

収支予算書は、畜産協会の定款第36条によると、「毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て直近の総会に報告するものとする」とされている。また、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」という。)第22条第1項には、「公益法人は、毎事業年度の経過後三箇月以内(前条第一項に規定する書類については、毎事

平成26年度に開催される平成25年度の決算承認に係る定時社員総会招集通知には、計算書類及び事業報告並びに監査報告を添付するよう指導を行った。

承継先団体である畜産協会として引き続き返還義務があると認識していることから、出資金の取扱いについては県関係部局とも協議しながら適切に管理できるよう検討している。

新法人移行後初となる次年度の収支予算書については、定款第36条に記載のとおり3月中に開催される理事会での議題として含まれていることから、前年度が終わる前に実績見込みを把握できる体制を確立するよう指導を行った。

業年度開始の日の前日まで)に、内閣府令で定めるところにより、財産目録等(定款を除く。)を行政庁に提出しなければならない。」とされている。この前条第一項に規定する書類とは、「当該事業年度の事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類」である。

平成25年度の収支予算書の作成については、公益社団法人に移行前であるため旧定款に基づいて作成されており、問題はない。畜産協会は、平成25年4月1日に公益社団法人となったため、上記の定款及び認定法が適用されるのは、具体的には平成26年度の収支予算書からである。今後は、上記の定款及び認定法に基づいて、事業年度開始の日までに、暫定予算ではなく、実績見込みに基づいた収支予算書を作成する必要がある。これに伴い、前事業年度が終わる前に実績見込みを把握できる仕組みを作り、これを毎年度運用していくことが必要である。

(7) 県によるモニタリングについて

② 監査の結果

i) 団体の事業運営を含むモニタリングの実施について(所管課) (P135 指摘㉔)

県の「指導監督基準」には、出資等法人の効果的、効率的な運営を図るため、所管課から出資等法人への指導監督に当たっての基準が定められている。基準には、財政運営や事業運営に関するものが定められており、事業運営に関しては、「各事業年度の事業実績について、計画との差異や経年的な傾向を分析するなど事業効果等を検証し、事業運営計画に反映させるとともに、適宜、外部経営環境や自己の経営資源を調査、把握すること。」とされている。当該基準に基づいてモニタリングを実施するのであれば、県からの受託事業等だけではなく、団体が実施している全て、または重要な事業の実績報告書等の提出を受け、団体において事業効果等の検証や翌年度の事業運営計画への反映がなされていることを確かめる必要がある。

今後は、県からの受託事業等以外の事業についても、実績報告書等の提出を受け、団体ヒアリングをすること等により、上記の基準に基づいて団体のモニタリングを適切に実施すべきである。

③ 意見

i) 県からの受託事業及び補助事業のモニタリングの手法について(所管課) (P136 意見㉕)

県からの受託事業及び補助事業が適切に執行されていることを評価するためには、計画数値に対しての実績を把握し、分析することも重要である。この点、計画は別様式にて作成を求めているものの、計画と実績との対比が行われていなかった。県は、団体の実施している事業の評価をより効率的、かつ効果的に実施するためにも、計画数値も合わせた実績報告を求め、分析、評

県からの委託事業については、実績報告に計画を記入できる様式に改めるなど実施要綱等の見直しを行っている。また、県からの委託事業及び補助事業以外の事業の実績報告についても同様に見直しが可能か協議する。

事業実施状況に対する県のモニタリングについては、委託事業、補助事業に関しては計画数値も合わせた実績の報告を受ける様式に改めるとともに、年度中間・期末における報告を受け、適切に執行されているかについて評価分析を実施するよう改める。また、畜産協会の財政運営、事業運営の内容の報告については、平成26年度事業から実施するよう畜産協会と協議する。また、県においては提出された報告に対し「指導監督に関する基準」の各項目に従った評価を行い、その結果の記録を残して

価する必要があると考える。
 なお、モニタリングを効果的に実施するためには、チェックリストを作成し活用することも有効な手法である。

(8) 県職員の兼務について

② 監査の結果

i) 兼務についての事務手続き不備について (所管課) (P136 指摘㉓)

人事課長から各課室長に宛てた事務連絡文書「職員が団体の役職員に就任する場合の事務手続きについて」(平成元年7月11日付)によると、県の職員が兼務をする場合は、「担当課室で起案し、主管部長、同次長、人事課長へ合議により承認を受け、決裁後団体役職員就任届を当課あて提出」とされている。これに基づいて、①に記載の理事について、上記の兼務の承認決裁及び団体役職員就任届を確認したところ、当該決裁及び就任届は提出されておらず、上記の事務連絡文書に違反していた。今後はこのようなことがないように、上記の事務連絡文書に基づく運用が適切に実施されるべきである。

(9) 事務分担について

③ 意見

i) 業務マニュアルの作成や内部統制の強化について (団体) (P137 意見㉔)

畜産協会の常勤職員3名及び臨時職員2名については、それぞれ勤続年数が10年以上であり、各人の担当事業や業務についても大幅な変動はない。①で述べたとおり、各事業及び業務には、主査、副主査、補佐の区分で担当者が存在しているため、決して一人の者が一事業及び業務のすべてを担当するわけではないが、部分的にはあるとしても事業及び業務が属人的になっている傾向が高い。このような状況では、将来、担当者が変わった際に、業務が現在の水準や効率をもって実施されない恐れがある。また、現金や有価物の取扱いについては、業務が特定の担当者に固定的となっており、内部統制上好ましくない。

事業及び業務の属人化による弊害に対処するために、事業及び業務の手順書や業務マニュアルを作成し、担当者が変わったとしても一定の水準や効率を確保できる仕組みを設けることが必要である。また、他の職員や上長による確認を行うことによって現金等に関する内部牽制を強化する仕組みを設けることが必要である。

(10) 特定資産について

③ 意見

i) 特定資産に係る要領の整備の必要性について (団体) (P138 意見㉕)

「公益法人会計基準に関する実務指針その2、Q10」によれば、特定資産は取扱要領としてその目的、積立ての方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法等を定めることが望ましいとされている。

特定資産として計上するのであれば、取扱要領として文書化して運用する必要がある。

いく。

職員の兼務についての事務手続きについては、平成25年度から兼務の承認決裁及び団体役職員就任届出を提出するよう改めた。今後も人事課の通知文を遵守し、適切に事務を執行するよう努める。

事業及び業務の属人化による問題に対処するためにも、既にある事業及び業務手順書や業務マニュアルを遵守するよう指導を行った。併せて、現金に関する内部牽制強化については畜産協会の経理規程で既に定められているため、規程を遵守するよう指導を行った。

特定資産として計上するなど区分する目的が発生していることから、取扱要領を文書化し、運用するよう協議を行っている。

- る。
- (11) 肉用牛経営安定基金及びこれに伴う特定資産の表示等について

② 監査の結果

- i) 肉用牛経営安定基金の会計処理誤りについて(団体) (P138 指摘⑳)

固定負債に「基金」(肉用牛経営安定基金)として計上されている肉用牛経営安定基金は「社団法人畜産協会わかやま肉用牛肥育経営安定特別対策事業業務方法書」第20条によると残額が生じた場合に返還するものとしているが、必ずしも返還義務がなく、また当該基金の用途に制約が課されていることから指定正味財産として処理すべきものである。

なお、畜産協会は公益社団法人としての初年度の決算である平成25年度の財務諸表において指定正味財産として処理する予定とのことである。その際は振替金額を前期損益修正益等の科目で正味財産増減計算書に計上し、指定正味財産に振り替える必要がある。

- (12) 畜産振興基金の表示について

② 監査の結果

- i) 畜産振興基金の会計処理誤りについて(団体) (P139 指摘㉑)

「畜産振興基金規程」においては返還義務の記載はなく、また、用途に制約は課されていないことから一般正味財産として処理すべきものである。

なお、畜産協会は公益社団法人としての初年度の決算である平成25年度の財務諸表において一般正味財産として処理する予定とのことである。その際は振替金額を前期損益修正益等の科目で正味財産増減計算書に計上し、一般正味財産に振り替える必要がある。

- (13) 財産目録について

② 監査の結果

- i) 財産目録への記載漏れについて(団体) (P139 指摘㉒)

公益法人会計基準第7においては「財産目録は、当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、使用目的、価額等を詳細に表示するものでなければならない。」としている。長期預け金の内容は全国肉用牛振興基金協会に預けているものであるが、資産の中身を明らかにするという観点からは財産目録に内訳として記載すべきである。

- (14) 賞与引当金について

② 監査の結果

- i) 賞与引当金の未計上について(団体) (P140 指摘㉓)

賞与引当金は公益法人会計基準においても、その計上が求められるものであり、また、期中増減に係る明細の作成も求められている(「公益法人会計基準」の運用指針12.(1)、13.(5)2.)。

畜産協会は、当基準に照らして、平成24年度決算において1,379千円の賞与引当金を

公益社団法人としての初年度の決算である平成25年度の財務諸表において、指定正味財産として処理を行い、振替金額を正味財産増減計算表に計上し、指定正味財産に振り替えるよう指導を行った。

公益社団法人としての初年度の決算である平成25年度の財務諸表において、振替金額を正味財産増減計算書に計上し、一般正味財産に振り替えていくよう指導を行った。

公益社団法人として初年度の決算である平成25年度の財務諸表において、財産目録の内訳として記載するよう指導を行った。

平成25年度決算から会計基準に基づき賞与引当金の計上を行うとともに、期中の増減に係る明細を作成するよう指導を行った。

- 計上する必要があった。
 (15) 現金及び現金等価物の管理について

③ 意見

- i) 現金及び現金等価物と関係帳簿との照合の証跡について（団体）（P140 意見㉞）

担当者が現金及び現金等価物と関係帳簿の照合を行った際は、その事実が分かる証跡を残す必要がある。上席者による承認の際にも承認を行った事実が分かる証跡を残す必要がある。

しかし、現金及び現金等価物と関係帳簿を照合した事実が分かる担当者の照合証跡及び上席者による承認証跡は残されていなかった。証跡がなければ、現金については出納簿と、現金等価物については受払簿との一致を確認したかどうか不明であり、また証跡を残すことがルールとして徹底されなければ、現金の流用等に対する牽制が有効に機能しない恐れがある。

現金及び現金等価物については、出納簿や受払簿に担当者及び上席者が押印する、又は出納簿や受払簿の様式を見直し、押印欄を設けること等、現金及び現金等価物の照合証跡に関するルールを明確に定めるべきである。

- (16) 物品の管理について

③ 意見

- i) 物品の現物確認の規程整備について（団体）（P141 意見㉟）

物品については、実在性を確かめるために、また廃棄や交換等の必要性を判断するために現物確認を実施する必要がある。畜産協会では、現物確認の具体的な対象や方法が規程等で定められていないため、規程等で明確に定め、さらに、対象となる物品が網羅された管理台帳を整備し、これに基づいて現物との確認作業を実施する必要がある。

【6】 公益財団法人和歌山県文化財センター

- (1) 中期計画について

③ 意見

- i) 中期計画の策定の必要性について（団体）（P147 意見㊱）

文化財センターの事業内容は、埋蔵文化財等の発掘、調査等が中心であり、事業の性質上、中期的な事業計画をたてるのは難しい側面がある。しかし、少なくとも、事務所の移転に関する費用や定年退職者の増加に対する対策等決定している事項に関しては資金面や人事面の対応等の計画を策定し、これを所管課である教育委員会においてモニタリングしていく必要がある。

- (2) 業務執行理事の職務執行の報告について

② 監査の結果

- i) 業務執行理事の職務報告の実施不足について（団体）（P147 指摘㊲）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び定款に規定されているとおり、職務執行の報告を一事業年度に二度以上実施する必要がある。また、この際に、より効果的な職務執行の報告とするために、決算

現金、預金又は現金等価物に関する担当者の照合証跡及び上席者による承認証跡を残していく体制については、畜産協会の経理規程で既に定められているため、今後は規程を遵守するよう指導を行った。

現物確認の具体的対象や方法を規程等で定め、対象となる物品が網羅された管理台帳を提供し、これに基づいた現物との確認作業を行うよう指導を行った。

中期計画については、県の政策を計画性を持って実施する中で、可能な限り文化財センターの活動も含めて計画的に運用するものとする。

平成25年度においては、11月14日に第2回理事会を開催し、業務執行理事が事業の進捗状況を報告した。また3月24日に第3回理事会を開催し進捗状況を報告した。今後は毎年6月・11月・3月に理事会を開催し、業務執行状況を報告するよう指導を行った。

報告のみではなく、予算に対する進捗の報告や業務実施上の問題点、年度末までの見通し、より詳細な事業ごとの収益報告等を行うことも有用と考える。

(3) 監事監査について

③ 意見

i) 監事監査の実施状況の明確化について (団体) (P148 意見㉒)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律99条1項において、「監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。」としている。この点、文化財センターでは、ここで求められている監査報告書の作成は実施している。しかし、監事としての責任を果たした事実をより明確にするためにも、監査の時期、範囲、実施事項等を文書化しておく必要があると考える。

監査を行った事実をより明確にするため、監査の時期、範囲、実施事項等について今後文書化するよう指導を行った。

(4) 調査委員会について

② 監査の結果

i) 調査委員会に関する規則の未整備について (団体) (P148 指摘㉓)

業務運営規程4章20条3項において、「調査委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。」とあるが、これを定めた規則は存在しない。団体の適切な運営を行うために、調査委員会のメンバー、目的、調査範囲等を定めた規則を作成する必要がある。

業務運営規程の一部改正を3月開催の第3回理事会に議案上程した。可決後「調査委員会設置規則」を理事長専決にて制定した。

(5) 県への建物の寄附について

② 監査の結果

i) 県への建物の寄附に関する承認について (団体) (P149 指摘㉔)

建物を県へ寄附することについての県との協議状況については文書では記録されていなかった。また、建物の寄附について、平成25年6月の理事会では承認事項ではなく、報告事項とされており、重要な財産の寄附にあたって事前の理事会承認が得られていなかった(その後、11月の理事会で事後承認されている。)

11月開催の第2回理事会において建物寄附の承認を得た。今後重要な事項等については事前に理事会の承認を得て文書で記録するよう指導を行った。

寄附に関する県との協議状況については文書で記録として残しておくとともに、寄附の実施については、事前に理事会の承認を得るべきであった。

(6) 委託業務における検査の実施について

② 監査の結果

i) 検査結果通知の未実施について (団体) (P150 指摘㉕)

業務委託契約書によれば文化財センターによる業務成果品の検査完了後、受託事業者へ書面による検査結果の通知を行う必要があるが、書面による通知が行われていなかった。

平成25年度途中から業務成果品の検査完了後、受託事業者へ書面による検査結果を通知するよう改めた。

契約書に基づいて文化財センターから受託事業者へ書面による検査結果の通知を行う必要がある。

(7) 委託料積算における見積りについて

② 監査の結果

i) 積算時における複数者の見積りの未入手

について（団体）（P150 指摘㉔）

3社以上の見積書を徴収していなかったことについて、担当者によると見積書の提出を依頼できる業者の数が少ないことが理由であるとのことであった。しかしながら、当該受託事業に関する資料を閲覧したところ、過去に同様の委託を行った業者は少なくとも3社はあったため、3社以上から見積書を徴収することは可能である。1社のみの見積書では、委託金額が割高になってしまう可能性があることから、今後は、過去に実績のあった業者から見積書を徴収する等を検討し、運用指針に基づいて見積書を3社以上から徴収する必要がある。

(8) 修繕引当金について

② 監査の結果

i) 修繕引当金の不適当な計上について（団体）（P151 指摘㉕）

引当金は将来発生する費用・損失を見積り計上するものであることから、その恣意性を排除するため、企業会計原則においては、引当金が計上できる要件として「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合」とされている。

この点、文化財センター設立当初から使用してきた紀伊風土記の丘にあった出土遺物整理用プレハブの修繕を目的に計上していた修繕引当金については、結果的に建物を新たに建設することとなったため、平成24年度において修繕引当金として計上すべきでなかった。

また、管理事務所の修繕に備えるために計上していた引当金についても、当該工事は団体の意思で決定でき、かつ、修繕の計画も計上の基準もないことから必ずしも発生可能性の高い費用とはいえない。実際に管理事務所の移転が決定したことから、平成25年度には引当金の取り崩しを行う予定である。文化財センターにおいては修繕引当金に関する計画も計上基準もないことから、本来引当金として計上すべきではなかった。

さらに、引当金の計上に伴い特定資産に計上している修繕引当資産についても計上すべきではなかった。

(9) 特定資産について

② 監査の結果

i) 特定資産の計上区分誤りについて（団体）（P152 指摘㉖）

退職給付引当資産は特定資産であるため、「その他固定資産」の区分ではなく、「特定資産」の区分に計上する必要がある。

③ 意見

i) 特定資産の取扱要領の策定について（団体）（P152 意見㉗）

「公益法人会計基準に関する実務指針その2、Q10」によれば、特定資産は取扱要領としてその目的、積立ての方法、目的取崩

原則として、運用指針のとおり、今後は3社以上の複数業者から見積書を徴するよう指導を行った。

老朽化した施設の大規模修繕を想定して修繕引当金を計上していたが、結果的に建物を新たに建設し、その建物については平成25年7月に和歌山県に寄附した。その会計処理として修繕引当金を取り崩し、支払寄付金を計上した。

平成25年度中に「その他固定資産」から「特定資産」に区分計上するよう改めた。

「特定費用準備資金取扱規程」は制定済みであるが、今後関係機関と協議し「特定資産取扱要領」の文書化を検討するよう指導を行った。

の要件、目的外取崩の要件、運用方法等を定めることが望ましいとしている。

特定資産として計上するのであれば、その目的等を取扱要領として文書化して運用する必要がある。

(10) 県債の時価について

② 監査の結果

i) 県債時価の適正開示について (団体) (P153 指摘㉔)

有価証券については「財務諸表に対する注記」において、時価を記載する必要があるため、証券会社等から県債の時価情報を入手して、正しく注記を行う必要がある。

県債時価については、金融機関等から時価を入手し正しく注記する。

なお、この県債は平成26年2月に満期償還を迎えている。

(11) 固定資産の管理について

③ 意見

i) 固定資産管理規程の整備について (団体) (P153 意見㉔)

資産の保全という観点からは、固定資産の現物確認について、実施の範囲、方法等の一定の運用ルールを設け、ルールに基づき現物確認を行い、実施結果を記録として残しておく必要がある。

固定資産管理台帳に基づき現物確認をし、今後は記録として残すよう指導を行った。

【7】 南紀白浜空港ビル株式会社

(1) 中期計画について

③ 意見

i) 中期計画の見直しの必要性について (団体/所管課) (P157 意見㉔)

中期的な目標を把握したうえで業務を執行していくことは事業の安定的な運営につながる。現在策定されている平成17年度中長期整備計画は収入との対比が行われていない。平成27年度に策定予定の新たな整備計画においては、中期的な観点から収入等を勘案して施設整備の計画を策定し、状況の変化に応じて随時見直しを行う必要がある。

中期計画については、県の政策を計画性を持って実施する中で、可能な限り南紀白浜空港ビル株式会社の活動も含めて計画的に運用するものとする。

また、県は観光客の誘致に積極的に取り組んでおり、白浜空港の利用促進についても他の外郭団体も含めて検討しているところである。観光客の誘致にあたっては、ビルのメンテナンス、施設の整備は重要な要素であり、かかる状況においては、白浜空港ビル(株)においては港湾空港課との協議も実施しながら、中期計画の策定が必要である。

(2) 取締役会の開催について

② 監査の結果

i) 取締役会の開催不足について (団体) (P158 指摘㉔)

会社法363条2項において、「取締役は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない。」と規定されており、3ヶ月に一度は取締役会を開催し、取締役は職務執行の報告を行わなければならない。この点、白浜空港ビル(株)においては上述のとおり、年に一度しか取締役会は開催されておらず、会社法に準拠した取締役会の開催、取締役による職務執行の報告が行われていない。

法令に準拠した形で取締役会を開催するため、組織体制の見直し等の検討を行うよう指導を行った。

主たる要因としては、各取締役が他の職務を兼務しており、繁忙であることから現

実的に取締役会を開催することが困難な状況にあるとのことである。繁忙であり取締役としての機能が発揮できない状況にあるのであれば組織体制の見直しを行う等により、法令に準拠した形で取締役会を開催していく必要がある。

(3) 監査役の監査について

② 監査の結果

i) 監査役による業務監査の未実施について (団体) (P158 指摘④)

監査役は会社法381条1項に求められるとおり会計監査だけではなく、業務監査についても行う必要がある。この点、取締役会において、取締役の職務の執行状況を把握して、意見を述べることは取締役の職務執行を監査するという観点からは有効な手法の一つである。

取締役会開催時には出席していただくよう指導を行った。

(4) 資金管理規程について

③ 意見

i) 資金管理規程の策定の必要性について (団体) (P159 意見⑥)

白浜空港ビル(株)は、限られた収入のなかで、ビルのメンテナンスや新たな施設の整備を実施しなければならず、資金を管理することが重要である。したがって、資金の運用方法等を定めた資金管理のためのルールの設定が必要である。

資金管理規程を新たに作成するよう指導を行った。

(5) 計算書類の承認について

② 監査の結果

i) 計算書類の未承認について (団体) (P159 指摘⑧)

会社法436条3項において、「取締役会設置会社においては、前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、取締役会の承認を受けなければならない。」とされており、計算書類は取締役会の承認を受ける必要がある。

会社法に準拠して、取締役会の承認を受けるよう指導を行った。

各取締役に対して個別の報告を行っているとのことであるが、会社法に準拠して、取締役会の承認を受ける必要がある。

(6) 現金の管理について

② 監査の結果

i) 現金と関係帳簿との照合回数の不足について (団体) (P160 指摘⑨)

現金と関係帳簿との照合について、経理規程に基づいた運用がなされていない。現金が関係帳簿と一致しない場合、原因究明が遅滞する恐れがあるため、経理規程に定められたとおりの運用を行う必要がある。

現状に合った規程の見直しを行うよう指導を行った。

ただし、現金については毎日残高に変動があるわけではないため、当規程を設定した当初の趣旨を再度検討したうえで、規程の見直しを行う余地はある。

③ 意見

i) 現金と関係帳簿との照合の証跡について (団体) (P160 意見⑩)

担当者が現金と関係帳簿の照合を行った際は、その事実が分かる証跡を残す必要がある。上席者による承認の際にも承認を行った事実が分かる証跡を残す必要がある。

照合証跡及び上席者の承認証跡を残すよう指導を行った。

しかし、現金と関係帳簿を照合した事実

が分かる担当者の照合証跡及び上席者による承認証跡は残されていなかった。証跡がなければ、現金と関係帳簿との照合を実施したかどうか不明であり、また証跡を残すことがルールとして徹底されなければ、現金の流用等に対する牽制が有効に機能しないリスクがある。

現金については、金種表に担当者及び上席者が押印する、または関係帳簿の様式を見直し照合の押印欄を設けることを検討されたい。さらに、これらの現金と関係帳簿との照合証跡に関するルールを明確に定める必要がある。

(7) 入金に係る領収書の管理について

③ 意見

i) 入金に係る領収書の管理の見直しについて (団体) (P161 意見⑧)

領収書が連番管理されていない場合には、領収書が不当に発行されることで現金横領等の不正リスクが高まることとなる。したがって、領収書については連番管理を行う必要がある。

領収書を連番管理するよう指導を行った。

(8) 固定資産の管理について

③ 意見

i) 固定資産管理方法のルール化について (団体) (P161 意見⑨)

経理規程第35条においては「経理責任者は、毎期末または必要と認めた場合、固定資産を確認しなければならない」としている。資産の保全という観点からは、実施の範囲、方法等の一定の運用ルールを設け、ルールに基づき確認を行い、台帳と現物の照合結果を残す必要がある。

固定資産管理ルールを設け、台帳・現物の照合結果を残すよう指導を行った。

(9) 会計上の重要な判断事項の決裁について

③ 意見

i) 重要な決裁事項の記録について (団体) (P162 意見⑩)

資産除去債務については、計上の要否について判断を伴うものであり、重要な決裁事項となることから、書面で決裁を行い、その記録を残す必要がある。

書面決裁を行い、記録を残すよう指導を行った。